

朝鮮信使易地聘礼交渉の頓挫と再開

——朝鮮通詞と倭学訳官の交流を中心に——

酒井 雅代

はじめに

文化八年（二八一）、徳川十一代將軍家齊襲職祝賀の朝鮮信使が対馬を訪れた。この聘礼は、江戸ではなく対馬で国書交換儀禮等をおこなうよう変更されたものである（易地聘礼）。それが新例であるだけに、この聘礼についての先行研究は多岐にわたる¹⁾が、本稿では、交渉の最前線で折衝に奔走した朝鮮通詞（対馬藩の朝鮮語通訳官）と倭学訳官²⁾（朝鮮の日本語通訳官）との交流に焦点を絞り、この朝鮮信使の問題を検討したい。

朝鮮信使易地聘礼交渉は、信使招聘が公にされてから実現に至るまでに二四年を必要とした。その交渉過程の

歴史的理解は、今もって田保橋潔による戦前の研究に依拠するところが大きい。田保橋の成果が、朝鮮総督府（現韓国国史編纂委員会）所蔵の朝鮮王朝史料を中心に対馬宗家文書などを参照しつつ詳細な分析をおこなったものであったため、そこで明らかにされた交渉過程は、次のように描かれる。

天明八年（一七八八）、老中松平定信の指示のもと対馬藩はまず信使の来聘延期（延聘）交渉をおこない、続いて易地聘礼交渉を進めたが、寛政六年（一七九四）、朝鮮側の拒否により交渉は失敗に終わった。

ところが寛政七年（一七九五）、対馬藩が倭学訳官と結託することで交渉が再開された。しかし交渉の過程で訳官が東萊府使や礼曹参議の書契を偽造していたことが

明るみに出て交渉は頓挫した。

そこで対馬藩は、文化四年（一八〇七）、交渉にかかわった旧館守や通詞らを処分して交渉担当者を一新し、それまでの「強庄」路線から「協調」路線へと交渉方針を「転換」させることにより、文化八年（一八一二）、対馬での聘礼が実現した。

田保橋以後の研究は右の枠組みを踏襲する。一方で近年、易地聘礼交渉にたずさわった通詞が訳官から受け取ったハングル書簡類の分析が進行中である⁽³⁾。この書簡については、かつて長正統⁽⁴⁾が一部を紹介したことがあったが、それに加えて新たに一〇〇通以上に及ぶ書簡が分析され、日朝外交を支えた通詞と訳官の交流に関心が向けられた。また、書簡の内容を読み解くことで、寛政七年（一七九五）以降の交渉の裏側を知ることができ、これまでの研究では明らかにならなかった朝鮮朝廷の意向も見えてきた。対馬宗家文書の整理の進展にもない、交渉担当通詞による記録の存在も明らかになった⁽⁵⁾。

問題は、それにもかかわらず、寛政七年（一七九五）以降易地聘礼実現に至るまでの歴史的経過が、文化四年（一八〇七）の交渉方針の「転換」という田保橋の枠組

みにいまだ依拠しながら説明され続けていることである。

そこで本稿では、寛政七年（一七九五）から文化四年（一八〇七）の交渉を担ったものの「処分」されて折衝の表舞台から去ったとされる、対馬藩の朝鮮通詞小田幾五郎の動向に注意を払いながら、易地聘礼交渉が再開した寛政七年（一七九五）以降の外交交渉の再検討をおこなう。第一章では、易地聘礼が実現にいたるまでにどのような日々の交渉がおこなわれたのかを具体的にひもときながら、交渉の経過を確認する。その上で第二章では、交渉をめぐる日朝両国の動向と、交渉の「現場」の姿を描き、一八世紀末から一九世紀初頭の日朝外交の内実を明らかにしたい。

一 易地聘礼交渉の経過

1 易地聘礼交渉の再開 [表A参照]

易地聘礼交渉は、寛政六年（一七九四）、朝鮮側に拒否されて失敗に帰した。幕府はこれを受け入れ、対馬藩は易地聘礼を拒否する内容の礼曹回答書契を受領した。

表 A 易地聘礼交渉の再開

寛政7 (1795)	3/21	新訓導朴俊漢が、訓導交代の挨拶に倭館を訪れる。
	3/25	訓導朴俊漢が小田幾五郎に、省聘による易地聘礼実現の可能性があると話す。
	7月	倭館館守戸田頼母の帰国が近づき、朴俊漢が、易地聘礼についての詳細を小田幾五郎に話す。
	9/21	「人柄等迄申談」じ、それぞれ朴致儉（景和）・吉松右助を仲間に加える。
	10/19	訓導朴俊漢が旧館守戸田頼母に対し、省弊が明らかになれば易地聘礼の実現可能性があるとして示唆する東萊府使尹長烈の短簡を渡す。
寛政8 (1796)	2/6	* 対馬藩、朝鮮側から易地聘礼の可能性が示されたことを、老中松平信明に報告する。
	2/6	御使春沢与八郎が倭館に到着し(2/3)、朴俊漢らに、旧館守から府使宛の書状を渡す。
	2/21	訓導朴俊漢が、東萊府使からの返書をもたらし、春沢与八郎に渡す。
	4/20	* 老中松平信明、対馬藩に、朝鮮側が易地聘礼に同意した上でなければ省弊の相談はできないと指示し、一旦延聘のまま受け入れるとの決定を伝える。
	7/15	御使牟田隆琢らが倭館に到着する(7/10)。延聘のままとする幕府の返答を、館守戸田頼母が朴致儉らに伝える。
	7/28	朴致儉、府使の御使として館守戸田頼母に面会し、將軍襲職から10年を越えているのでこのままでは御隣交が済まないとの短簡を手渡し、引き続きの交渉を求める。
	8月～	堂上官朴俊漢・崔昌謙・堂下官林瑞茂ら訳官使一行が対馬を訪れる(8/29～11/9)。 対馬滞在中の9/6・9/28・10/16、朴俊漢と家老多田左膳・大森繁右衛門が対面する。
	寛政9 (1797)	7/15
9/6, 9/19		朴俊漢と館守戸田頼母が易地聘礼の条件に合意し、それを承認した東萊府使鄭尚愚名義の書契 ¹⁾ 等を、朴俊漢が館守に渡す。
12/13		* 対馬藩、老中松平信明に東萊府使の書契等を提出する。
寛政10 (1798)		5/17
	8/5	御使中川要助が倭館に到着する(8/4)。館守、対馬藩主から東萊府使宛の返翰等を朴俊漢へ渡し、礼曹謝書を要求する。
	8/8	朴俊漢・朴致儉上京につき、訓導崔国禎（華彦）が仲間に加わる。
	12/19	新訓導朴致儉が礼曹参議尹行元・東萊府使金達淳の書契 ²⁾ 等をもたらし、中川要助へ渡す。

注1) 注2) これらの書契は、後に朝鮮朝廷によって偽造書契と見なされる。

表A～Dの典拠 『御用書物扣覚』、『御内密書物扣』、他一紙物（対馬歴史民俗資料館）、『文化信使記録』、『倭館館守日記』（ゆまに書房マイクロフィルム）、『浄元院公実録』（東京大学史料編纂所）、『重松此面日記』（国会図書館）、『朝鮮王朝実録』をもとに作成。なお、日付は和暦で記し、朝鮮朝廷の動向のみ朝鮮暦で記した。

*は幕府・朝鮮朝廷の動向を示す。

その一方で寛政七年（一七九五）三月二五日、新たに東萊府の訓導に着任した朴俊漢（字は士正）⁶⁶は、倭館の朝鮮通詞小田幾五郎に対し、朝鮮信使の対馬易地聘礼は実現の可能性があると話して聞かせた⁶⁷。同年七月には、朝鮮朝廷は信使派遣をいずれ受けるだろうこと、省弊を条件とすれば、場所は大坂・筑前・対馬いずれでも良い、と朴俊漢は述べた。朴俊漢は、朝廷から内々の交渉を申し含められており、朝鮮側からでなく対馬藩側からの提案という形で進めたい、と小田幾五郎に話した。小田幾五郎と朴俊漢は、それぞれ吉松右助と朴致儉（字は景和）⁶⁸を「内密御用」に加え、水面下での交渉を開始した。

朴俊漢は一〇月、帰国を控えた倭館の旧館守戸田頼母に対面し、東萊府使から旧館守宛の短簡を手渡した。その内容が江戸に伝わり、幕府の意向が翌年二月中にでも到来すれば、内容を朝鮮朝廷に伝え、六月頃には対馬藩から修聘使を派遣してもらい、その折衝の場で易地省弊の具体的な交渉を進める。これが朴俊漢の目論見であった⁶⁹。

寛政八年（一七九六）七月、対馬藩からの使者牟田隆琢・春沢与八郎が到着し、幕府の意向が伝達された⁷⁰。朴

俊漢らにとつては長らく待ち望んだ使者であったが、伝えられた内容は朴俊漢らの意に反し、朝鮮信使派遣を求める修聘使は派遣されず、朝鮮信使は延聘のまま凍結された。

八月、將軍世子死去への弔意・敏次郎（家慶）立儲への致賀・藩主還島への問慰を目的とした訳官使が対馬に派遣され、渡海訳官に任じられた朴俊漢は対馬に渡った⁷¹。小田幾五郎も同行した。訳使茶礼後、朴俊漢は家老多田左膳・大森繁右衛門との面会を望んだ。

朴俊漢は、対馬藩から訳官使一行に来聘についての話を出してもらうことで徐々に「省弊易地」の道を開こうとしたが、多田・大森は、幕府が延聘と決定した以上、藩から来聘の話をするわけにはいかなないと拒否した。多田らは、朝鮮朝廷の側が公式に易地聘礼に踏み出すのであれば幕府への進言もあるだろうとの立場を崩さなかった。あらためての話し合いでも同様であった。朴俊漢が「聘礼易地」に積極的なものに対し、藩側は、幕府の決定の手前、朝鮮側が公式に要望してこない限り応じられないと慎重であった⁷²。

朴俊漢は訳官使を終えて帰国後に上京し、寛政九年（一

七九七) 七月になって倭館に現れた⁽¹³⁾。易地聘礼について朝鮮朝廷の許諾が得られたという⁽¹⁴⁾。朴俊漢の派遣も国王への上聞があつてのことであるが、確定前に公にすると反対意見が出されて実現に至らないこともあるから、交渉は従前どおり内密におこなうこととされた。朴俊漢は館守戸田頼母⁽¹⁵⁾との間で省弊を条件とした易地聘礼に合意し、九月、それを承認する東萊府使からの書契・別陳をもたらしした⁽¹⁶⁾。この報告をもとに幕府は、寛政一〇年(一七九八)五月、易地聘礼交渉の再開を許可した⁽¹⁷⁾。

寛政一〇年(一七九八)八月、対馬藩からの使者中川要助が倭館に到着し、対馬藩主から府使宛の返翰等をもたらしした⁽¹⁸⁾。館守はこれらを朴俊漢に渡すとともに、東萊府使名での約定書と、易地聘礼を承認する旨の礼曹謝書を求めた。聘礼交渉をあくまで内密に進めようとする訳官らに対し、対馬藩は、朝鮮朝廷からの正式な書面での確認を引き出そうとしたのである。朴俊漢は、拒絶を繰り返したものの結局周旋に応じるとして上京し、一二月、新訓導となつた朴致儉により礼曹謝書等がもたらされた⁽¹⁹⁾。

2 節目講定と奸訳事件の発覚 [表B参照]

寛政一一年(一七九九)一月、朝鮮で熱病が流行し、朴俊漢が病死した⁽²⁰⁾。訓導朴致儉と、朴俊漢上京時に御用に加わつた旧訓導崔国禎(字は華彦)⁽²¹⁾が交渉を引き継いだ⁽²²⁾。さらに別差崔瑯(字は伯玉)⁽²³⁾と牛田善兵衛が新たに御用に加わつた。

すでに寛政一〇年(一七九八)末に易地聘礼についての基本的な合意は得られていたから、交渉の主題は講定の進め方であつた。崔瑯・崔国禎は対馬藩側が先に講定使を任命するよう求めた⁽²⁴⁾のに対し、小田幾五郎は朝鮮側が先に講定官を派遣するよう求めた。享和二年(一八〇二)八月、朴致儉が講定官に任じられたとの内々の知らせがあつた⁽²⁵⁾。

享和三年(一八〇三)閏一月、旧館守戸田頼母が講定使に任じられ、二月、講定官として倭館に到来した朴致儉との間で講定が進められた⁽²⁶⁾。朴致儉の死後は、崔国禎との間で、冠服や人数について取り決められた⁽²⁷⁾。ところが文化二年(一八〇五)、講定官崔国禎が交代となること

表B 節目講定と奸訳事件の発覚

寛政11 (1799)	1/16	朴俊漢が病死した(1/5)との連絡が訓導朴致儉からもたらされる。以後、旧訓導崔国禎が都で周旋することとする。
	2/5	* 対馬藩、朝鮮と易地聘礼で合意したと幕府に報告する。
寛政12 (1800)	7/4	* 朝鮮国王正祖が死去し(6/28)、純祖が即位する。
	9月	旧別差崔瑠(伯玉)・牛田善兵衛が仲間に加わる。
享和元 (1801)	4/12	崔国禎が陳賀使差備官として倭館を訪れる。
	7月～	訓導朴致儉や崔国禎と通詞の間で、講定についての交渉がおこなわれはじめる。
	9/5	* 対馬藩、幕府に節目講定交渉の許可を求める。
	12/12	* 幕府、対馬藩が節目講定交渉を開始することを許可する。
享和2 (1802)	4/6	講定について、訓導崔瑠・崔国禎は、対馬藩から先に書契を送るよう求めるが、通詞は、朝鮮側が講定官を先に派遣するよう求める。
	8/25	朴致儉が講定官に内定したとの東萊府使の知らせが倭館にもたらされる。
	11/10	* 対馬藩、朝鮮朝廷が講定官を任命したことを幕府に報告する。
	11/27	* 幕府、対馬藩が講定役を任命することを認める。
享和3 (1803)	閏1/12	倭館在留中の旧館守戸田頼母、御使早川恕介を通じて(閏1/10到着)、講定使に任じられる。
	閏1/13	館守が崔国禎に対し、藩国元から送られた書契を渡し、東萊府使への伝達を求める。この書契は「議聘御用打出の初め」であるので、大庁で府使に伝達する手数を取ろうと対馬藩側は考えていたが、崔国禎らの求めにより、館守から訳官へ渡すこととなった。
	閏1/17	倭館への人参未収の件で、訳官金健瑞らが処罰されると、倭館に知らせがある。
	2/1	新訓導玄斌(陽元)が仲間に加わる。
	2/2～	講定官朴致儉が倭館を訪れ、以後講定使戸田頼母との間で節目講定がおこなわれる。
文化元 (1804)	5/26	* 対馬藩、老中戸田氏教に、己巳年(文化6)春の通信使聘礼を具申して許可を得る。
	6/1	* 幕府、己巳年(文化6)の信使易地聘礼を公式に発表する。
	12/21	朴致儉が病死し、崔国禎が講定官となる。
文化2 (1805)	5/19	* 幕府、対馬藩に朝鮮信使来聘要請を命じる。
	5/28	* 朝鮮朝廷、節目講定の報告がないとして、講定官崔国禎・東萊府使鄭晩錫の処罰を決定する。
	6/8	訓導玄斌が倭館を訪れ、講定官崔国禎が交代となることを告げる。
	6/25	新講定官として玄義洵(敬天)が到来する。
	7/2	崔瑠からの極密書状が、小通事を通して小田幾五郎に届けられる。
	8/18～	崔瑠・崔国禎らが東萊で取り調べられる。
	閏8/9	倭館で、奸訳事件について日朝間での折衝がおこなわれる。
	9/6	崔国禎ら4名が倭館外で梟首となる。

が告げられた。^(2,8) 老親が大病のためとされたが、御用の仲間であった訓導玄斌(字は陽元)⁽²⁹⁾は、さらに内密の話として、崔国禎が「不調法之筋」で流罪となるという噂があると話した。⁽³⁰⁾

間もなく新講定官として玄義洵(字は敬天)⁽³¹⁾が到来した。玄義洵は、倭学訳官四人が対馬藩から「財物」を得ていた件を調査するよう朝廷から指示を受けており、度々倭館を訪れては、朴俊漢や崔瑯が「借用」した公木(木綿)・銅やこれまでの取り決めについて調べた。崔瑯・崔国禎は、八月、東萊府へ連行されて取り調べられ、⁽³²⁾その過程で、訳官による外交文書の偽造(奸訳事件)が詳細に明らかになった。

翌月には、倭館で、奸訳事件の解明について日朝間での折衝がおこなわれた。⁽³³⁾ 小田幾五郎・牛田善兵衛と講定官玄義洵・訓導玄斌に加え、東萊府按察使から營吏⁽³⁴⁾が、東萊府使から衙前⁽³⁵⁾が派遣された。崔瑯からの書状もふまえ、⁽³⁶⁾通詞は、藩は事件に無関係であると主張し、事件が日本に伝われば「朝鮮国之御恥辱」「朝廷之御目鑑不明意」となると述べた。また、朴俊漢に貸した銅二〇称(二〇〇〇斤)等はすでに返済され、崔瑯への公木(木綿)も

追々返済の予定だったと話した。倭館側は、事件は問題ではないと判断し、両国間での書翰の往復も済んでいるとして協定通りの易地聘礼の実現を要求した。しかし朝廷は、官吏を派遣して調査をし、結局、九月六日、崔瑯・崔国禎らは倭館外で梟首となった。⁽³⁷⁾

3 修聘使の派遣と交渉の頓挫 [表C参照]

文化二年(一八〇五)五月、幕府は、朝鮮信使の来聘を要請するよう対馬藩に命じた。⁽³⁸⁾ それを受けて対馬藩は通信使請来大差使(修聘使)正官古川図書らを派遣し、一月、修聘使が倭館に到着した。

文化三年(一八〇六)一月には、修聘使を応接する接慰官が都を出立したと伝えられ、⁽³⁹⁾交渉は順調に進むかと思われた。ところが接慰官は一向に現れず、出立日の情報から二転三転した。⁽⁴⁰⁾ 結局、接慰官徐能輔が到着したのは五月二日であった。到着まで月日は開いたものの、対馬藩からの書契は何事もなく受領された。しかし講定官は、朝廷からの回答がどのようになるか確信が持てないので、ただちに講定交渉に入ることは躊躇した。朝廷

表C 修聘使の派遣と交渉の頓挫

文化2 (1805)	11/2	通信使請来大差使（修聘使）正官古川図書らが倭館に到着する。
文化3 (1806)	5/2	修聘使に対する朝鮮からの接慰官・差備官が東萊に到着する。
	5/15	修聘使封進宴がおこなわれ、礼曹宛の書契が伝達される。
	6/25	修聘使茶礼で、礼曹回答書契が伝達されるが、易地聘礼を認めない文面であったため、修聘使古川図書は受け取りを拒否する。
	8/19	送使船宴享後、東萊府使呉翰源と大差使（修聘使）都船主加納郷左衛門が対面し、掛合がおこなわれる。対馬藩側が書契改撰についての朝鮮朝廷からの返答を求めるのに対し、東萊府使は書契をそのまま受領するよう求め、交渉は平行線をたどる。
文化4 (1807)	6/16	講定官玄義洵・別差崔昔（明遠）の提案に応じて、館守の封進宴に藩士らが「仰々しく」現れ、掛合がおこなわれる。
	7/23	倭館の者が大人数で闖出を試みる。

からの返翰を得てから講定をすすめようとの提案があった。

礼曹回答書契は六月二五日に伝えられた。それは講定官らが危惧していたように易地聘礼を拒否するものであった。訳官の「奸計」による協定は無効だというのである。修聘使はこうした内容の回答書契受け取りを拒否し、倭館の四一人が訳官の任所に赴いて抗議をおこなった⁽⁴¹⁾。

東萊府使は、修聘使が返翰を受け取らない状況を朝廷へ何度も啓聞し、対応を求めた⁽⁴²⁾。一方、倭館では、講定官らの助言にしたがい、東萊府使と修聘使との対面機会を設け、その時に対馬藩からの要望を書面にして府使へ手渡し、府使から朝廷へ伝達してもらおうとも試みられた。八月一九日、第一・第二・第三送使船下船宴に府使が出てくるのを利用し、宴享後、府使と修聘使都船主⁽⁴³⁾加納郷左衛門との対面がおこなわれた⁽⁴⁴⁾。

文化四年（一八〇七）六月、返答を少し見合わせるようにと戸曹判書が述べた⁽⁴⁵⁾と聞いた講定官や別差崔昔（字は明遠）⁽⁴⁶⁾は、朝鮮には「兎角二事を長引セ」る風儀があるので、返答を急かすためにも何らかの工夫が必要だと助言した⁽⁴⁷⁾。それは倭館の者を東萊府まで「出張」させ（倭

館闌出)、それを朝鮮側で押しとどめて事件化し、その事件を朝廷に報告するというものであった。東萊府の許可なしに倭館から外出するのは不法行為であり、示威行為となつた。ちょうど館守番盛之介の封進宴⁽⁴⁸⁾を控えていたため、当日倭館の者が大人数で「仰々しく」出ていき、「厳手御掛合」をし、それを報告することにした。宴享は一六日におこなわれ、七月半ばには朝廷からの知らせも来るだろうと思われた。

それでも朝廷からの返答は来なかった。そこで、七月二三日、修聘使正官・都船主を含め在館の九〇人以上の闌出が試みられ、一部が倭館外の誠信堂に数日滞留して示威をおこなつた。⁽⁴⁹⁾

このように倭館では、朝鮮礼曹からの回答書契の改撰を引き出すため、府使への直接の申し入れや闌出によって圧力をかけた。これらは玄義洵や崔昔らの助言によるものであり、訳官は対馬藩側の動向を朝鮮朝廷に伝えることで、朝廷の対応を引き出そうとした。

一方、文化三年(一八〇六)八月以降、朝鮮側の要求は対馬藩の使者に礼曹回答書契をそのまま受領させることで一貫していた。藩側は拒否し続けてきたが、⁽⁵⁰⁾最終的

には朝鮮側の要求を受け入れ、礼曹回答書契を受領した。⁽⁵¹⁾そして文化四年(一八〇七)十一月、それまで交渉を担ってきた旧館守戸田頼母と目付早川恕介⁽⁵²⁾は差控を命じられ、担当通詞の小田幾五郎・牛田善兵衛・吉松右助は「勤方不埒」につき禁足となつた。⁽⁵³⁾

4 交渉の進展と易地聘礼の実現 「表D参照」

それに前後すること八月、幹事裁判重松此面が倭館に到着した。重松は藩の内密申含を受け、膠着した交渉を進めるよう期待された。⁽⁵⁴⁾一方、幹事裁判に対し朝鮮側は、易地聘礼は「姦訳之所為」で朝鮮朝廷はまったく承知していないとあらためて主張し、訳官を江戸へ派遣して幕府に事情を説明することも選択肢に挙げた。訓導玄義洵・別差崔昔は、奸訳事件を幕府へ報告し、大差使の書契で易地聘礼を求めるようにとの伝令をもたらしした。⁽⁵⁵⁾そこで一〇月、伝令写を国元へ送り、事態を知らせた。⁽⁵⁶⁾

これらの交渉は、裁判重松此面のもとで担当通詞吉松善右衛門・住永恵介らが担った。朝鮮側の要求は、これまで小田幾五郎らに求めていたものと変わりが無い。

表D 交渉の進展と易地聘礼の実現

文化4 (1807)	8/23	幹事裁判重松此面が倭館に到着する。
	9/2	修聘使古川図書、礼曹回答書契を受け取ることとする。3)
	9月	東萊府使呉翰源、訓導・別差を通じて、対馬藩が幕府へ奸訳事件を報告した上で別書契を送るか、訳官の江戸入送を認めるよう、裁判に求める。
	9月	訓導玄義洵・別差崔昔、裁判重松此面に、対馬藩が奸訳事件を幕府に報告し別書契で易地聘礼を要請すれば、朝鮮側でもそれに応じるとの伝令を渡す。
	10/5	訓導・別差、幾五郎らに、別書契が差送されるよう修聘使や裁判に内願してほしいと頼むが、修聘使・裁判ともに断られる。
	10/24	訓導・別差からの伝令写が国元に到着する。
	11/25	旧館守戸田頼母・目付早川恕介・担当通詞小田幾五郎らが、在館のまま謹慎を命じられる。
	11/25	* 対馬藩、訓導・別差の伝令写等を来聘御用掛脇坂安董に提出する。
	12/2	* 幕府、対馬藩が別書契を差送することを認める。
文化5 (1808)	2/16	* 対馬藩、礼曹回答書契等を来聘御用掛脇坂安董に提出する。
	3/22	* 来聘御用掛脇坂安董、前年裁可した別書契案を本翰、今年2月の別書契案を副翰として送ることを対馬藩に許可する。
	4/14	通信使公幹講事大差使（講事使）大浦兵右衛門が倭館に到着し、前年12/2幕府に裁可された礼曹宛別書契をもたらす。
	6/27	通信使公幹再講事大差使（再講事使）小島宇左衛門が倭館に到着し、3/22裁可された礼曹宛別書契副翰をもたらす。
	8/晦	対馬在留中の幕府役人と訳官が対面して幕府の意向を確認することとし、講事使が礼曹回答書契を受け取る。4)
文化6 (1809)	7月～	堂上官玄義洵・崔昔ら訳官使一行が対馬を訪れる（7/5～10/12）。幕府役人と会見し、易地聘礼が幕府の意向であることを確認した上で、その後節目講定をすすめる。
文化7 (1810)	1/14	* 朝鮮朝廷、対馬易地聘礼を正式に承認する。
	6/18	通信使護行大差使氏江左織が倭館に派遣される。
文化8 (1811)	3月～	対馬で易地聘礼がおこなわれる。（3/29～6/25）

注3) 田保橋潔「朝鮮通信使易地行聘考」では、この日に回答書契が受領されたとしているが、同日の交渉記録（対馬宗家／一紙物54-1-2）ではそのような事実は確認できない。回答書契は同年12/5に国元に伝達されているので、11月下旬頃に受領したのではないかと推測する。

注4) 『文化信使記録』国編522によると、この時受け取った書契は写しであり、正本を受領した日付は不明である。写しは小島宇左衛門により9/12に国元に届けられ、9/15付で国元の許可が出された後、正式に受領された。大浦兵左衛門は、書契正本を持ち10/12に倭館を出発しているので、正本は9月下旬～10月上旬に受領されたものと考えられる。

倭館では、別書契が出た後に交渉が滞ってしまふことを危惧して躊躇していたが、一二月には、朝廷の情勢が安定してきた今の状況（後述）を逃さず、別御書契を送れば「必然成就」するだろう、できれば年内にも送ってほしいと重ねて急かされた。

交渉から外されて禁足となっていた幾五郎の所にも小通事金又得が現れ、近頃右議政となつた人が、修聘使の交渉が長年膠着状態にあり「両国間不穩」であるので、朝鮮側の趣意が少しでも立つようであれば交渉を進めてはどうかと国王に言上したとの噂話を伝えた⁽⁵⁸⁾。文化五年（一八〇八）一月には、旧別差崔昔が幾五郎のもとを密かに訪れた⁽⁵⁹⁾。別書契について幾五郎は、御用がそのままでは「御国之危キ事」となる切迫した状況の中、「難被成所を何分御尽し被遊候模様」ゆえ延引しているのだろうと話し、別書契到着後に交渉が滞らないよう周旋してほしいと崔昔に依頼した。

文化五年（一八〇八）四月、通信使公幹講事大差使（講事使）正官大浦兵左衛門らが倭館に到来し、前年一〇月の報告を受けて作成された礼曹宛の別書契をもたらしした⁽⁶⁰⁾。実は、この書契をめぐる藩国元が江戸との往復をおこ

なっている間に、倭館から国元には、修聘使に対する礼曹回答書契や、訳官の提示した別書契案、別書契を差し急ぐ旨の報告などが届けられていた。本来であれば再度幕府の指示を仰ぐべきところであるが、藩は、早急に別書契差送の必要があることを認識し、幕府からすでに許可を得た別書契をひとまず倭館へ送ったのであった。

倭館から新たに到来した書契や報告は江戸へ送られ、訳官の提示した別書契案にしたがつて副翰が作成された。副翰は通信使公幹再講事大差使（再講使）正官小島宇左衛門らにより、文化五年（一八〇八）六月、倭館に届けられた⁽⁶¹⁾。

朝鮮側はこれらの書契を受理し、応接がおこなわれた。しかしそれに対する礼曹回答書契は、奸訳事件を幕府に報告した上で、易地聘礼についての幕府の意向を確認し、そこで易地聘礼を求めれば応じるというものであった。その後の交渉の結果、訳官の江戸入送にかわり、訳官使の対馬滞在に合わせて幕府役人と対馬で面会し、そこで幕府の意向を確認することで妥結した。文化六年（一八〇九）七月、信使講定・藩主還島問慰の訳官使が対馬を訪れた際に、幕府目付遠山景晋が派遣され、面会が実現

した。以降、節目講定がおこなわれ、文化八年（一八一）
一）、易地聘礼が対馬で実現した。

二 易地聘礼交渉と倭館

1 易地聘礼交渉をめぐる対馬藩・幕府・朝鮮

易地聘礼交渉のほとんどは倭館でおこなわれ、信使来聘
が公にされるまではごく限られた者の間でのみ情報が共
有された。国元からの指示は、もっぱら特別に仕立てら
れた使者（御使）によってもたらされた。御使は、案書
官や祐筆役といった肩書を持ち、家老付の祐筆であるこ
とが多かった。⁽⁶²⁾幕府や国元の意向を直接通詞らに知らせ、
御使が家老と通詞の媒介者となった。⁽⁶³⁾

ただし指示を出す藩の側は一枚岩ではなかった。寛政
一一年（一七九九）二月、対馬藩は礼曹参議・東萊府使
からの書翰を幕府に提出して易地聘礼の合意を報告した。
しかし翌年、国元で「大規模出訴」⁽⁶⁴⁾があり、藩主は朝鮮
側が易地聘礼を承諾していない旨を幕府に報告すること
を認めた。倭館では、五人通詞陶山弥七郎が別差崔瑀に

易地聘礼にかかわる情報を漏らして交渉を妨害した。⁽⁶⁵⁾

その裏で糸を引いていたのは、元家老の杉村直記と目
された。⁽⁶⁶⁾享和元年（一八〇一）一月、老中松平信明は家
老大森繁右衛門に対し、易地聘礼に反対する杉村直記の
徹底的な謹慎を求め、翌年には杉村直記の同調者が藩の
「重役」を務めているのは易地聘礼実現の阻害要因であ
るとして、子の杉村主税は職を解かれた。しかしそれでも
藩内での意見対立は収まらず、享和二年（一八〇二）
一二月には、出訴の企てにより三九人が謹慎となった。⁽⁶⁷⁾
処罰された者の中には、かつて御使をつとめた春沢与八
郎の名もあつた。藩内は「一和穩便」が求められたが対
立は続き、文化四年（一八〇七）に流罪に処された古河
又三郎は「易地聘礼内諾書は偽書」と主張した。⁽⁶⁸⁾

幕府は、文化三年（一八〇六）三月、杉村直記を江戸
で謹慎させるよう指示する一方、対馬藩国元に役人を派
遣して密かに「通聘延滞の始末」を調査させた。⁽⁶⁹⁾御勘定
方久保田吉治郎らは、文化四年（一八〇七）一二月の幕
府への報告の中で、「杉村直記餘類共」が、修聘使の帰国
を引き延ばして大森繁右衛門を不首尾に追いこもうとし
ていること、その「餘類共」の勢力が大きくなり、大森

繁右衛門の与党が「退役」となっている現状を述べた。

そこで文化五年（一八〇八）二月、来聘御用掛脇坂安董は杉村直記・主税らの事情聴取を行い⁽⁷⁰⁾、文化六年（一八〇九）一二月、易地聘礼反対派は処罰された⁽⁷¹⁾。

一方、朝鮮側での意思決定も、国王・三議政―礼曹・備辺司―東萊府―訳官という通常のルートではなく、朝廷の有力者が訳官に密命する形で進められた⁽⁷²⁾。朴俊漢は、寛政七年（一七九五）九月、自分は三議政（領議政・左議政・右議政）と懇ろで、とくに左議政とは内密の話をする間柄であり、備辺司の宰相とも親しく、交渉が表面化すればこの人たちの協議で事が決まると述べた⁽⁷³⁾。とくに左議政は政事をひとり取りさばくとされたから、朝鮮朝廷の意向は、左議政蔡濟恭が主導したものである。

その蔡濟恭は正祖三三年（一七九九）はじめに死去し⁽⁷⁴⁾、朴俊漢も同年未死去した。そして正祖三四年（一八〇〇）に国王正祖が死去すると、朝鮮朝廷は政争が続いて不安定な情勢となり、奸訳事件の発覚もあり、易地聘礼交渉は頓挫した⁽⁷⁵⁾。この間、朝廷の評議もしばらく一定しなかった。それがやがて純祖七年（一八〇七）夏頃から人事の変動もなくなり政情も落ち着いてきた⁽⁷⁶⁾。倭館に幹事裁

判重松此面が到来したのはちょうどこの頃であった。

2 易地聘礼交渉の「現場」で

両国の政治情勢が不安定な最中の易地聘礼交渉は、対馬藩・朝鮮朝廷それぞれの指示を受けた最前線の通詞・訳官の間の綿密なやりとりで進められた。実施時期等に多少違いはあるにせよ、省弊による易地聘礼の実現は、外交折衝の場となった倭館では共通した目的であった。

こうした外交折衝の継続性を担保するためには、情報を共有する者同士での交渉が不可欠であった。そこで、たとえば寛政一二年（一八〇〇）、本来であれば訳官趙完澤（字は汝久）⁽⁷⁷⁾が訓導となる順番のところ、御用に関わりのない趙完澤を排除することが検討された⁽⁷⁸⁾。また同様にして、「利得のみを追求する」人物ゆえに情報を遮断しておいた訳官金徽重（字は猷性）⁽⁷⁹⁾が次の訓導になると判明した際には、わざわざ倭館側が金徽重を倭館入館禁止とするよう取り計らった⁽⁸⁰⁾。

また、以前より御用にとつて「害」を為す⁽⁸¹⁾訳官金健瑞（字は君剛）⁽⁸²⁾に対しては、享和二年（一八〇二）頃、

崔瑠と幾五郎が相談して「両館守様御名前」で偽書を作成して排除しようとし、享和三年（一八〇三）には、館守を通じて金健瑞の入館を禁じた。⁽⁸⁴⁾

ところで、訳官や通詞たちは、朝廷や藩の指示を受けず独自の判断で動くことがあった。偽書の作成も再三繰り返され、東萊府使からの書付とされた外交文書の多くは「徳源」なる人物による偽造であったという。⁽⁸⁵⁾

【史料一】⁽⁸⁶⁾

（前略）

- 一 ①講定官下来延引二付伯玉より申聞候者、今対州より御書一本被差越候得者宜キ事と時々相咄候得共、只催促而已仕居候処、其後平話之席二而幾五郎より申聞候者、頃日之事者伯玉が外力二而夫々出来可申様申二より、伯玉が手二而出来ルか出来ぬか任セ可置由相咄候二付、（中略）
一 戊年比二至、②伯玉と幾五郎相談之上、偽書偽印を出来、通詞家二而伯玉江相渡候、其節伯玉より私二、③朝鮮人も日本人之手跡を好く似セ候者有るで八ないかと申シ、上八書を見セ申候

二付、文句八如何と申候処、是ハ講定官請出し之書故、近々講定官下来無相違と申罷歸り申候、④其節之手跡正敷日本人之手跡と相見申候事、（後略）

右の史料によれば、戊年（享和二年）頃、講定官の下来をうながすために対馬藩から先に書契を送ることが求められた際、崔瑠（伯玉）が偽造の周旋を試みて（史料一①）、幾五郎と共謀して偽書・偽印を作り出し（②）、講定官の派遣を要請する対馬藩の書契」が偽造された。その書契で「日本人之手跡」に見えたものは、実は朝鮮人が書いたものという（③・④）。右の偽書は実際にも機能したものと見て良いだろう。享和二年（一八〇二）四月頃の交渉では訳官側は講定官の派遣について対馬藩から礼曹や東萊に書契を送るよう求めていたが、五月には朝鮮側から先に講定官を送るよう訳官が周旋することとなり、急に事態が転換しているからである。⁽⁸⁷⁾

朝鮮側史料の『通信使草謄録』は、朝鮮朝廷に講定官の派遣を要請する享和二年壬戌六月付の書契を収める。その文面は、聘礼の時期も近づいたため、旧館守源暢明

(戸田頼母)を担当者として節目講定をするというもので、易地聘礼についてはふれていない。一方、対馬藩の以酏庵作成の史料を収める『本邦朝鮮往復書』にあるのは享和二年壬戌一二月付の書契で、すでに朝鮮側が講定官を命じていること、藩側は「聘礼易地」の「大札無例」のため旧館守に細目を講定させることを述べている。

これらの違いについて、田保橋潔は、一二月付のものは以酏庵の修正書契で、六月付原案は伝わらなかったとする⁽⁸⁸⁾。しかしながら実際には、【史料一】に見える対馬藩名義の偽造書契(「講定官請出し之書」)こそが、『通信使草摺録』所収の六月付書契ではなかったか。つまり、朝鮮朝廷に対しては偽書「講定官請出し之書」によって講定官の派遣を要求し⁽⁸⁹⁾、朝鮮朝廷はそれを受けて節目講定を了承し、講定官を指名した。一方、対馬藩に対しては、偽造書契の存在を伏せておいた上で朝鮮朝廷からの講定官派遣を伝え、戸田頼母を講定使に任命するよう求め、以酏庵で一二月付の書契原案が作成された⁽⁹⁰⁾。こう考える方が二つの書契の文面から考えても自然である。一二月付以酏庵書契は「聘礼易地」に言及している以上、この時期の朝鮮側には渡らなかつたものと推測できる⁽⁹¹⁾。

これらの偽造を主導した崔瑀は、文化二年(二八〇五)に発覚した奸訳事件で処罰されたが、その後も次のようなことが継続して行われている。

【史料二⁽⁹²⁾】

両訳より密々談申候者、①修聘御返翰改撰之儀、(中略)右返翰対州へ被差越、又々被仰越候ハ、順便二斗可申との意有之候、然処右返翰御取帰被成候様二ハ難申上、(中略)御双方今之姿二而者此上滞可申も難斗、両国之大事二及候者面り二候、②依之拙者共四人申談、千二一仕損し候時者貴様方兩人と拙者共四人罪二逢候へ者、上江之御役人二も御咎メ無之、府使も咎メ無之、爰か一命を以て両国之御為を尽と申もの二候、其上貴様方者苦勞少く候、③唯外之手二て不相成事者日本之筆法二候間、是を心添可被下候、(中略)蔭ながら 太守様御加きん二^(不方)相成様可致と申聞候二付、我々より各様之御はまり誠二致感心候、此筋さへ致首尾候へ者無相違急速順便二至り候哉、(中略)我々力二応し候事者御加力可致と申候処、両訳共より密々御心添可被下と相頼候事、

修聘使の返翰について、朝鮮側は、礼曹書契を藩側が受領し、再度藩から書契を送るよう求めていた（史料二①）が、それはなかなか実現できなかった。そこで文化四年（一八〇七）八月、両訳（玄義洵・崔昔）は幾五郎・善兵衛に、四人で内々にその書契を作成してしまおうと持ちかけた。もし事が露見すれば罪に問われてしまうが、その時に処罰されるのは自分たち四人のみで、首尾よくいけば易地交渉は急速に進行するはずだという②、いわば命がけの策であった。両訳側は、通詞に「日本之筆法」に協力してもらえれば③、紙・印・書手は自分たちで手配できると話した。そこで、通詞は東向寺⁽⁹⁵⁾に相談し、東向寺でも、書契を出すことで御用が調うのであれば「身分を捨相調可申」と応じた⁽⁹⁴⁾。

さて、これまでの研究では、文化四年（一八〇七）八月に裁判重松此面が派遣されて、対馬藩の朝鮮への対応が「強圧」方針から「協調」方針へと「転換」したこと、対馬藩がそれまでの交渉担当者であった講定使戸田頼母や担当通詞小田幾五郎らを処罰して担当者を一新し、「協調」路線の重松此面に一本化したことが交渉を順調に進めたと描く⁽⁹⁵⁾。

ところが前章で見たように、そもそも「強圧」策自体が、なかなか対応に至らない朝鮮朝廷を動かすため、訳官玄義洵・崔昔らの助言で意識的に実行されたものであり、対馬藩側と朝鮮側が厳しい対立関係にあったわけではない。むしろ倭館は、奸訳事件発覚後に派遣された訳官ともいわば共犯関係にあった⁽⁹⁶⁾。右のような書契偽造までも計画を共にしているからである。

講定使戸田頼母や担当通詞小田幾五郎らが処罰されたことも、「対韓方針の根本的更新」からではない。修聘使の交渉が長年に及んでいるので、担当者を処罰したと朝鮮側に知らしめることで、交渉を順調に進める「利方」が得られると藩が判断したためであり、「勤方不埒」は、交渉を進めるための一種の方便にすぎない。

また、交渉の中心が重松此面に移った後も、以前から倭館に滞在していた修聘使古川図書は帰国することなく、そのまま倭館に滞在し続けている。重松此面自身が、古川図書を引き上げさせると「是迄之躰全くなくなり候と申姿」となってしまうと不安視したこと、訳官もまた倭館に渡ってくる対馬藩の使節が増えるのはよいが、今滞在している「御役」が引き上げるのは御用にとってよ

くないと内々に話したためであり、本稿「はじめに」で整理した文化四年（一八〇七）以降の交渉は、それまでの交渉のあり方から「転換」したのではなく、姿を變えつつ「継続」されたものである。

礼曹回答書契についての朝鮮側の主張は、対馬藩が礼曹回答書契を受領した上で別書契を送ればよいという点で一貫していた。それを対馬藩が認めなかったため、交渉が膠着状態に陥っていたにすぎない。藩は重松此面派遣の際、すでに別書契差送をも想定していた⁽⁹⁹⁾。小田幾五郎らが東向寺に書契作成協力を依頼した事件（史料二二）を含め、倭館での緊迫した状況を藩が認識し⁽¹⁰⁰⁾、朝鮮側の要求を受け入れたことが交渉を進展させた。

日朝両国ともに易地聘礼そのものの必然性は理解していた。対馬藩内で易地聘礼反対派が抑えられ、朝鮮朝廷内も安定してきたという両国の政治情勢もまた、その後の交渉を後押ししたのである。

おわりに

易地聘礼交渉の再開は、省弊のためならいざいざ易地での聘礼もやむを得ないとする朝鮮朝廷の「密命」を受けた訓導朴俊漢によってもたらされた。交渉は公的に進められることはなかった。そのため、易地聘礼を主導したと考えられる左議政と朴俊漢が死去すると交渉は遅滞し、政争による不安定な情勢と奸訳事件の発覚により、さらに交渉は難航した。

日本側（対馬藩・幕府）もまた、易地聘礼を主導する幕府の意向を受けた家老大森繁右衛門らが指揮をとることで交渉が進められた。易地聘礼の反対派は最前線で交渉にあたる通詞らを抱きこんで交渉を遅らせようとしたが、幕府は度々介入して反対派を処罰することで、易地聘礼は実現へと動いていった⁽¹⁰¹⁾。

こうした大状況のもと、ごく限られた通詞・訳官が水面下での折衝をおこないながら易地聘礼の実現が目指された。その際、通詞・訳官らは彼らの職掌の枠を逸脱して行動し、御用に関わりのない訳官を結託して排除しつ

つ偽造書契まで作成した。

これらの行動は、小田幾五郎が密かに書き残した『御内密書物扣』にさえも書かれていない。「内密御用」のさらに「内密」の越権行為をおこなってでも、易地聘礼という目的を達成しようとしたのである。そしてそれを可能にしたのは、日朝間の最前線で日々顔を突き合わせる中で生まれた、訳官と通詞のつながりだったと考えられる。

【史料三】⁽¹⁰²⁾

(前略) 通曰、(中略) 講定官⁽¹⁰³⁾明遠崔知事、大通詞小田幾五郎、幅特下行廊二住居候処、或夜明遠御構之塀忍入来申聞候者、公久敷公幹二被苦、長髪之体、須髻悉く白く厭敷候、①下り合之同官中致評議、拙者入来則衣類為持来候間、此上八着被着、今夜出立可被申、都表二而者公一生豊二被暮候様差寄り可致介抱候、道中用大銭式貫文為持来候、早々出立候様二と存候、(中略) 通答、公幹及遲滞蒙呵居候身分、国を後江向ケ出立、人二面を可対候哉、増而公等と出会茂恥敷生而無詮、其上不忠不義無限候、②公幹

一日茂早く順成二至候へバ公私之御恩無此上候、(中略) 訳答、(中略) 死生を互二決し勤候拙者共、公之苦を見捨可申哉、(中略) ③不日二して可救と云捨相別る、翌日、敬天玄知事、訓導勤二而旅宿之前を通り、目に手を当、泪を拭き候体をして行過キ、其後又々前を通り従者二礫を打セ肩を遣ひ笑々と通り過キ、小通事金又得と云者を以、近々対面可致と相伝候事、

小田幾五郎が禁足となっていた時に、小通事や訳官が訪れて情報をもたらしたことは先述したが、崔昔(明遠)来訪時の話には続きがあった。それが右の史料である。訳官らは、長年交渉で苦勞したにもかかわらず処罰された幾五郎をいたわしく思い、評議の結果、幾五郎に衣類と銭を与え、朝鮮の都に「亡命」させ、生活の面倒をみようとして画策した(史料三①)。これは結局幾五郎の拒否で実現しなかったが、ここからは単なる交渉相手を越えた、通詞と訳官の交流が見てとれる。交渉が一日も早くうまくいくよう求める幾五郎に対し(②)、崔昔は「不日二して可救」と約束し(③)、翌日倭館を訪れた玄義洵(敬

天) もおどけて見せて和ませた。

この翌年には、玄義洵・崔昔が大差使に対し、交渉が早々にまとまらなかつたのは小田幾五郎や牛田善兵衛が尽力しなかつたためでは決してなく、「時々之勢」のためであると弁護する書状を出している。⁽¹⁰⁴⁾

外交交渉の実務を担う通詞と訳官の間には、「死生を互に決し勤」めた者同士つながりがあり、まさにこのような関係によつて交渉は支えられていたのである。

【注】

- (1) 田保橋潔「朝鮮通信使易地行聘考」(『東洋学報』二三・三・四、二四・二・三、一九三三)をはじめ、朝鮮王朝の史料を用いて交渉の経緯を明らかにした三宅英利「文化朝鮮信使考―易地聘礼の成立―」(『北九州大学文学部紀要』B一一、一九七八年)や岩方久彦「一八一一年対馬島易地通信研究」(『韓日関係史研究』二三、韓国韓日関係史学会、二〇〇五年)、同「一九世紀朝鮮の対日易地通信研究」(韓国高麗大学博士学位論文、二〇一四年)、外交交渉を含め文化度信使の全体像を提示した李元植「文化度の使行」(同『朝鮮通信使の研究』、思文閣出版、一九九七年)、交渉にかかわつた外交僧を中心に延聘交

渉を再検討した池内敏「朝鮮通信使延聘交渉と梅莊顕常」(北島万次ほか編『日朝交流と相克の歴史』、校倉書房、二〇〇九年)などが挙げられよう。

- (2) 朝鮮の日本語通訳官を倭学訳官(訳官)という。中央官庁の司訳院での試験に合格し、倭館に派遣される。とりわけ、「両訳」とも記される訓導・別差が、倭館との日常的なやりとりをおこなう重要な役割を果たし、東萊府(倭館を管轄する朝鮮の地方行政機関)と倭館とを結んだ。金義煥「釜山倭館の職官構成とその機能について―李朝の対日政策の一理解のために―」(『朝鮮学報』一〇八、一九九三年)によると、訓導の任期は二年半、別差は一年である。訓導・別差の下に、小通事と呼ばれる下級通事が三〇人ほどいた。倭学訳官の職務や機能については、李尚奎「一七七一―一八世紀東萊府に派遣された倭学訳官の機能」(『清溪史学会』一四、一九九八年)などが詳しい。
- (3) 科研費「対馬宗家文書朝鮮語ハンゲル書簡類の研究」(研究代表者・岸田文隆)二〇一二―二〇一六年度。その成果の一部が、長崎県文化財調査報告書『対馬宗家文書史料朝鮮訳官発給ハンゲル書簡調査報告書』、二〇一五年などとして発表されている。
- (4) 長正統「倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉」(『史淵』

一一五、一九七八年)。

- (5) 主となるのは、寛政七年(一七九五)〜文化四年(一八〇七)に交渉にあたった大通詞小田幾五郎らが記した、『御用書物扣覚』『御内密書物扣』などと題された帳面類(対馬歴史民俗資料館所蔵、以下対馬宗家と表記)である。史料の一部は、鶴田啓「日韓双方の史料からみる接触の場」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一一、二〇〇一年)で紹介されている。
- (6) 朴俊漢は一七三〇年生まれ、一七六二年式年試で訳科に登第。本貫は密陽。訳官の経歴は『訳科榜目』(韓国ソウル大学奎章閣所蔵)による。原文では干支で年次を表記しているが、西暦年にして記した。
- (7) 『御用書物扣覚』(対馬宗家／記録類Ⅱ朝鮮関係H3)。以下、この項の寛政七年(一七九五)の記述は、とくに記載しない限り本史料による。
- (8) 朴致儉は一七五二年生まれ、一七七七年増広試で訳科に登第。本貫は寧海。
- (9) 朴俊漢は、旧館守戸田頼母が帰国後対馬藩国元で周旋し、修聘使となって再び渡海してくるよう、再三要望している。「対馬藩重役が、…旧館守戸田頼母に密命して、訓導朴俊漢・朴致儉等を巧妙に誘った」(田保橋前掲注一)という見方にはやはり疑問が残る。
- (10) 『朝鮮於和館御用向応対始終之覚書』(対馬宗家／記録類Ⅱ朝鮮関係Q56)、『御用書物扣覚』(対馬宗家／記録類Ⅱ朝鮮関係H4・H5)。以下、この項の寛政八年(一七九六)の記述は、とくに記載しない限り『御用書物扣覚』による。
- (11) この年の訳官使は、敏次郎(家慶)立儲致賀などを目的とし、聘礼交渉のために派遣されたものではない。寛政八年(一七九六)春、渡海訳官の人選が検討された時には、朴俊漢はむしろ任命されないように取り計らっていた(前掲注一〇『御用書物扣覚』)。
- (12) 田保橋潔は、『浄元院実録』や『辺例集要』をもとに、朴俊漢が対馬に来島したこの時、易地聘礼実現の暁には朴俊漢に銅二〇〇〇斤他を贈与することを約して、対馬藩が易地聘礼を推進したとする。たしかに、寛政八年(一七九六)の春沢与八郎帰国の際、銅などの「借用」が言伝され(前掲注一〇『御用書物扣覚』)、訳官使帰国後、寛政九年(一七九七)一月八日、銅二〇〇称(二〇〇〇斤)が渡されている(後掲注一三『御用書物扣覚』)。ただ、寛政八年(一七九六)一〇月二〇日付の朴俊漢(士正)名義の手形写には、尺銅二〇〇〇斤や物貨各種を朴俊漢が受け取り、翌年五月に下来する際に人蔘や綿・紬などを入送すると記されており、銅が賄賂であったとは必ず

しもいえない。寛政一〇年（一七九八）の通詞から中川要助宛の書状には、朴俊漢が上京中で雑費も嵩んでいるにもかかわらず、その話もせず、菓種方に密かに依頼して三〇貫余の小間物を送らせてやりくりしていると記されており（後掲注一八『御用書物扣覚』）、藩から入用の品を調達して上京中に利益を上げ、その差額で周旋していたのではないかと考える。

- (13) 『御用書物扣覚』（対馬宗家／記録類Ⅲ朝鮮関係A①11）。以下、この項の寛政九年（一七九七）の記述は、とくに記載しない限り本史料による。

(14) 朴俊漢はこの日、対馬での聘礼は朝鮮朝廷も認めたが、省弊のことが兼ねてから相談していた通りになったとしてもしばらくは準備できないため、五、六年延期を交渉するよう命じられたと話した。『承政院日記』によると、正祖二十一年（一七九七／寛政九年）二月一〇日、朝廷で通信使について「渡海譯官之言」をふまえた議論がおこなわれ、派遣の際の人蔘の準備が困難で、経済的観点からは易地聘礼も考えられるが、約条違反を理由に四、五年は延期すべきとされた。朴俊漢が話した内容とおおむね一致しており、易地聘礼交渉が朝廷の指示を受けたものであるとする朴俊漢の言には一定の信憑性がある。

- (15) 館守樋口左近の病死にともない、寛政八年（一七九六）

三月から寛政一二年（一八〇〇）一二月まで、戸田頼母は再び館守をつとめた。

- (16) この書契は、訳官が偽造したものであると後に判断される。

(17) 『文化信使記録（江戸書留）』慶応⁵¹、寛政一〇年（一七九八）五月一七日。『文化信使記録』はゆまに書房マイクロフィルムを使用した。脚注では、慶應義塾大学所蔵本を「慶応」、韓国国史編纂委員会所蔵本を「国編」とし、目録の史料ナンバーを記載する。

- (18) 『御用書物扣覚』（対馬宗家／記録類Ⅲ朝鮮関係A①12）。以下、この項の寛政一〇年（一七九八）の記述は、とくに記載しない限り本史料による。

(19) これらの書契は、寛政一一年（一七九九）二月五日、幕府に提出された（『文化信使記録（江戸書留）』慶応⁵¹）。この書契もまた、後に朝鮮朝廷が偽造書契と見なすものである。

- (20) 『御用書物扣覚』（対馬宗家／記録類Ⅲ朝鮮関係A①15）寛政一一年（一七九九）正月一六日。

(21) 崔国禎は一七五五年生まれ、一七七七年式年試で訳科に登第。本貫は慶州。

- (22) 『御用書物扣覚』（対馬宗家／記録類Ⅲ朝鮮関係A①15）寛政一一年（一七九九）正月一九日。

- (23) 崔瑀は崔瓘の初名と記される。一七六〇年生まれ、一七九五年式年試で訳科に登第。本貫は清州。
- (24) 『御内密書物扣』(対馬宗家／記録類Ⅲ朝鮮関係B14・2) 享和二年(一八〇二)二月二日。以下、この項の享和二年(一八〇二)九月までの記述は、とくに記載しない限り本史料による。
- (25) 『文化信使記録』(江戸書留)⁵³¹。八月付の東萊府使から旧館守宛「覚」。朴致儉の講定官任命が正式に史料上に見えるのは、純祖三年(一八〇三)一月のことである(『典客司日記』五〇、癸亥(純祖三年／一八〇三)正月一〇日)。
- (26) 『御内密御用書物』(対馬宗家／記録類Ⅲ朝鮮関係B16)。以下、この項の享和三年(一八〇三)の記述は、とくに記載しない限り本史料による。
- (27) 『御用御書物』(対馬宗家／記録類Ⅱ朝鮮関係H6) 文化元年(一八〇四)、対馬宗家／一紙物54・11、文化二年(一八〇五)。なお、表紙に「文化三甲子年」と記載されているが、文化元年の誤りである。
- (28) 対馬宗家／一紙物54・10、文化二年(一八〇五)六月八日。以下、この項の文化二年(一八〇五)の記述は、とくに記載しない限り本史料による。
- (29) 玄斌は一七六二年生まれ、一七八六年式年試で訳科に登第。本貫は川寧。享和三年(一八〇三)閏一月に発覚した人蔘未収事件で、訓導であつた崔瑀が処罰されると、崔国禎は、訓導が「引入」になると御用に差し支えると心配し、新訓導の玄斌を仲間に加えた。田保橋前掲注一では、「講定訳官朴致儉・崔国禎は倭学訓導玄斌を関与せしめ」なかつたとしているが、そうではない。
- (30) 『日省録』(韓国ソウル大学奎章閣所蔵) 純祖五年(一八〇五)五月二八日記事によると、この時、講定官崔国禎の流罪がすでに決定している。
- (31) 玄義洵は一七六五年生まれ、一八〇一年式年試で訳科に登第。本貫は川寧。
- (32) 純祖五年(一八〇五)七月、日朝間にかかわる書契を偽造した件の調査のため、朝廷は尹命烈を東萊府按覈使として差し下している(『純祖実録』純祖五年(一八〇五)七月六日)。
- (33) 当日の外交折衝の詳細については、『乙丑年閏八月掛合』(対馬宗家／記録類Ⅲ朝鮮関係A①16)および『寅年閏八月両使より問答扣』(対馬宗家／記録類Ⅱ朝鮮関係H7)にある。表題の寅年との記載は、丑年(文化二年(一八〇五))の誤りである。
- (34) 按覈使は、地方で事件が発生した時に調査のため派遣される臨時官吏で、営吏は觀察使營(略称は監營)、兵馬

節度使營（兵營）、水軍節度使營（水營）などで働いた下級官吏である。

- (35) 衙前は、府・牧・郡・県の官庁に属す下級官吏である。勤務する官庁により書吏・書員・營吏などと呼ばれることもあった。

- (36) 文化二年（一八〇五）七月二日、拘留中の崔瑀から届いた極密書状には、御用は朴俊漢の代に成立したもので、崔瑀は関係なく、崔瑀が拝借した公木（木綿）は人蔘で差引する約束であると対馬藩側が答えれば、崔瑀は再び交渉に戻るなどと書かれていた。この書状やその内容については、岸田文隆「倭学訳官崔瑀（伯玉）のハンブル書簡よりみた易地行聘交渉」（『東京大学 韓国朝鮮文化研究』一六、二〇一七年）に詳しい。

- (37) 『辺例集要』下、卷一四雜犯、乙丑（一八〇五年）。崔国楨は流罪と決まっていたが（前掲注三〇）、調査の結果を受けて、純祖五年（一八〇五）八月二八日、崔国楨・崔瑀らを梟首とすることが決まった（『純祖実録』・『日省録』・『典客司日記』五二）。

- (38) 『文化信使記録』国編520、文化二年（一八〇五）五月一日。

- (39) 対馬宗家／一紙物895・1・2、文化三年（一八〇六）以下、この項の文化三年（一八〇六）の記述は、とくに

記載しない限り本史料による。

- (40) 実際に接慰官が任命されたのは三月のことである。『朝鮮王朝実録』によると、純祖六年（一八〇六）三月一日に修聘使の接待許可が出て、三月一日に徐能輔が接慰官に任命された。

- (41) 『日省録』純祖六年（一八〇六）七月三日。茶礼がおこなわれた六月二五日の『館守日記』には、御用は「無別儀引取」つたと記されており、朝鮮側史料で記された抗議が実際におこなわれたのかは定かでない。しかし、通詞は誠信堂に止宿し、同月二七日に引き上げてきており、改撰をめぐって長時間の交渉があったことをうかがわせる。

- (42) 対馬宗家／一紙物895・1・2のほか、1200・24・13・16・21に、啓聞についての記述が度々現れる。後者は年次の記載がないが、内容から文化三年（一八〇六）七月〜九月と推測できる。

- (43) 対馬藩から派遣される大差使は、正官・都船主・封進押物から成り、都船主は「使者方之用事承」る者とされるが、正使である正官との具体的な職務分掌は明らかでない。封進押物は、進上物の「差引」を担当した（田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』、創文社、一九八一年）。

- (44) 対馬宗家／一紙物1200・24・18・19、1200・24・24・25。

- (45) 『純祖実録』純祖七年（一八〇七）四月二〇日に、訳官の江戸入送の話が朝鮮朝廷で議論されている。
- (46) 崔昔は一七六八年生まれ、一八〇四年式年試で訳科に登第。本貫は慶州。『訳科榜目』では字を「明元」と表記するが、朝鮮語音は「明遠」に同じ。
- (47) 対馬宗家／一紙物54・1・2、文化四年（一八〇七）七月一〇日。以下、この項の文化四年（一八〇七）七月一二日までの記述は、とくに記載しない限り本史料による。
- (48) 田保橋前掲注一では下船宴としているが、『倭館館守日記』では封進宴とされる。
- (49) 『倭館館守日記』（ゆまに書房マイクロフィルム）文化四年七月二三日。誠信堂への止宿は七月二六日に解消された。『辺例集要』下、卷一三、闌出、丁卯年（一八〇七）七月には、一一〇人の闌出とある。
- (50) 対馬宗家／一紙物54・1・3、文化四年（一八〇七）一月六日。
- (51) 『文化信使記録（御国書留）』慶応590。回答書契は、文化四年（一八〇七）一二月五日に藩国元にもたらされた。
- (52) 『文化信使記録』国編520、文化二年（一八〇五）正月二一日によると、早川恕介は、享和二年（一八〇二）に目付として朝鮮へ渡海し、その後、「外向之事情等も功者」であるとして、議聘使封進や御使として活動した。
- (53) 『罰責類集』（対馬宗家／記録類I表書札方D③11）文化四年（一八〇七）十一月一日。
- (54) 『文化信使記録（御国書留）』慶応630。
- (55) 『重松此面日記』（国会図書館所蔵）。
- (56) 『文化信使記録（御国書留）』慶応590。伝令写は、文化四年（一八〇七）一〇月二四日、大目付鈴木矢柄によって藩国元にもたらされた。原本は同年一二月五日、礼曹回答書契とともに国元に届けられている。
- (57) 『純祖実録』純祖七年（一八〇七）七月二九日に、金載瓚が右議政に任じられている。
- (58) 対馬宗家／一紙物812・8、一二月二六日付。この時、小田幾五郎が禁足中であること、旧訓導陽元（玄斌）が講定官となり来正月八日に立出の予定であることが史料中に書かれていることから、文化四年（一八〇七）と考えられる。
- (59) 対馬宗家／一紙物812・10、正月二〇日付。この時、小田幾五郎が禁足中であること、史料中に現れる牛田善兵衛が文化五年（一八〇八）四月には帰国が仰せ付けられていることから、文化五年一月と判断した。「別差」が夜半訪れたとする同年一月一三日の『倭館館守日記』にも、「夜前古別差裁判へ同道仕、鶏鳴二至り罷帰候段、勤番通詞兩人相届」との記述がある。

(60) 文化五年（一八〇八）四月一四日、倭館に到着した（『文化信使記録』国編522、四月二二日）。

(61) 文化五年（一八〇八）六月二七日、倭館に到着した（『文化信使記録』国編522、閏六月一〇日）。

(62) たとえば、春沢与八郎は、「御奉行中」に近い存在で、「御内密」の担当として遣わされた。中川要助は、寛政三年（一七九一）～六年（一七九四）に議聘使平田隼人の案書役として朝鮮に渡海した経験がある。中川奥右衛門は、寛政六年（一七九四）から多田左膳に付けられて出府し、易地聘礼交渉中は御使として倭館に滞在し、文化三年（一八〇六）からは江戸と国元との間を度々往復して朝鮮情勢を伝えた。ただし、その後御使として倭館に滞在した早川恕介（前掲注五二）は、目付の者である。いずれにせよ、議聘に関して渡海した経験がある者を選んでいようである。

(63) ただ、情報はすべて御使と共有されるわけではない。寛政八年（一七九六）の春沢与八郎渡海の際には、前秋の内密話などを話さないよう別書状で指示されている（対馬宗家／一紙物821・13、正月二七日付、佐々木恵吉から小田幾五郎宛）。

(64) 川本達『対馬遺事』（厳原町、一九二六年）。ただ、藩の処罰記録である『罰責類集』ではほとんど確認すること

ができず、どの程度の規模であったかは定かでない。

(65) 寛政一二年（一八〇〇）五月、陶山弥七郎は別差崔瑯に對して、易地聘礼は対馬から言い出したことで、日本へは「省聘易地」にかんする礼曹書翰が送られたが、それを持ち帰った御使はほどなく死去し、書翰はどうなったのかわからないなどと話した（『御用書物扣覚』（対馬宗家／記録類Ⅲ朝鮮関係B17）寛政一二年（一八〇〇）五月九日、前掲注三報告書史料19、『文化信使記録』（江戸書留）慶応537）。この御使は中川要助で、寛政一一年（一七九九）一月六日に病死したが（『公儀御吟味筋二付於肥前唐津御役人衆御応対記録』（対馬宗家／記録類Ⅱ巡検C9））、礼曹書翰は、寛政一一年（一七九九）二月、幕府に提出されている（前掲注一九）。

(66) 元江戸家老杉村直記は、朝鮮信使の江戸聘礼を求めて田沼意次に接近していたが、そのことで松平定信に忌避され、国元に返された（田保橋前掲注一）。かわって家老大森繁右衛門が台頭し、定信の指示のもと易地聘礼を推進した。杉村直記は、一八世紀後半、幕府に対する財政補助要求運動において中心的役割を果たし、幕府から財政援助を引き出した人物で、その政治的手腕を評価する声は失脚後も一定程度あったと考えられ、易地聘礼の是非と藩内の勢力争いとが重なって顕在化した。易地聘礼

を推進する幕府は、このような藩内の動向に度々介入し、最終的には反対派を処罰するにいたった。以下、幕府によるこの一件の取り調べについては、とくに断らない限り『文化信使記録（江戸書留）慶応581による。

(67) 『罰責類集』（対馬宗家／記録類I表書札方D③10）享和二年（一八〇二）二月六日。

(68) 『通航一覧』卷三三・三四（国書刊行会、一九二二年）。

『罰責類集』文化四年（一八〇七）七月一日。古河又三郎は寛政一年（一七九九）に裁判の名代として倭館に渡海した。その際に御用通弁をつとめたのが先述の五人通詞陶山弥七郎で、その時弥七郎は古河又三郎に「悪説」を話したという（対馬宗家／一紙物812・14、1046・11・52・2・3）。

(69) 前掲注六八『通航一覧』。

(70) この時、長年交渉にたずさわっていた大通詞牛田善兵衛も、取り調べの対象となった。文化四年（一八〇七）の久保田吉治郎らの調査で、杉村直記取立ての者として名前が挙がったためと考えられる（前掲注六八『通航一覧』）。杉村主税は、享和元年（一八〇二）に陳賀参判使で倭館に派遣された際、牛田善兵衛らに目をかけたという（対馬宗家／一紙物812・14）。牛田善兵衛とともに、交渉通詞の久光市次郎も取り調べの対象となったが、市

次郎はすぐに解放され交渉に戻っている。

(71) この裁許で、牛田善兵衛は通詞取放となり、酒井雅楽頭家来へお預けの上、蟄居となった。しかしこの後、藩内政争が鎮静化した後も、交渉担当通詞の中に交渉を妨げようとする動きはまだ残っていたようである。聘礼交渉で活躍した通詞の久光市次郎は、交渉を順調にまとめた功績により士官身分を獲得するほどの人物であったが（拙稿「近世後期対馬藩の朝鮮通詞」、『日韓相互認識』六号、二〇一五年）、聘礼後すぐ、訳官の申し出により藩に取り調べられた。結果、人蔘・熊胆など私商売禁制品の「潜商」をおこなっていたことや、信使来聘交渉で「私意を以て相滞らせ」たことが判明し、士官召放・入牢となった（前掲注六七『罰責類集』文化八年（一八一）一〇月四日、文化二〇年（一八一三）一〇月二一日）。文化九年（一八一二）の史料においても、杉村主税や朝岡要の関係者の処遇とともに記されており、文化五年（一八〇八）の取り調べの時には明らかにならなかったが、杉村主税に与する者であったと考えられる（対馬宗家／一紙物844・7・2、八月一八日付）。

(72) 倭学訳官が朝廷との間に非公式のルートを持つことは、李薫『外交文書にみる朝鮮と日本の意思疎通』（景仁文化社、ソウル、二〇一一年）でも言及されている。

(73) 前掲注七『御用書物扣覚』。

(74) 前掲注一八『御用書物扣覚』寛政一〇年（一七九八）九月一五日、都にいる朴俊漢から、八月二三日に左議政が病死したと知らせがあった。実際には、正祖二二年（一七九八）六月二日、蔡濟恭は左議政を解かれ、同年八月二八日、右議政が左議政に昇格しているが、蔡濟恭はその後も判中樞府事の任にあった。正祖二三年（一七九九）一月一八日に死去し、同年二月五日に文肅と贈諡された（『正祖実録』）。

(75) 『世界歴史体系朝鮮史』一（山川出版社、二〇一七年）によると、一八世紀末の朝廷では、一七世紀末以来の老論・少論・南人・北人の四党派とは異なり、主に老論から分化した時派と僻派が対立し、それに南人や少論が加わっていた。正祖の政権運営をめぐるさらに対立は深まった。正祖二四年（一八〇〇）、正祖が死去して純祖が即位すると、幼少の純祖に代わって貞純王后が垂簾聴政をおこない、王后の支持のもと僻派が勢力を伸ばした。そのなかで王后の一族である金觀柱は、純祖二年（一八〇二）に右議政となったが、金觀柱は、朴致儉・崔瑀とは別懇で、その頃領議政となった李秉模も「御用をはじめから知っている」ため、訳官らは、朝廷内の政争を経ても、易地聘礼の御用に変化はないと見ていた（『御内

密御用』（対馬宗家／記録類Ⅲ御内用184）。ところが、

純祖四年（一八〇四）の純祖親政の開始、純祖五年（一八〇五）の貞純王后の死去により、純祖妃の父である時派の金祖淳が力を持つようになると、今度は僻派の多くが追放されていき、かつて処罰された時派が赦免されるなどして、再び朝廷内は大きく入れ替わった。訳官らは、礼曹回答書契改撰について、金祖淳に内状を送るなど働きかけをしたが、不安定な政情下ではなかなか動きが得られなかった。

(76) 『文化信使記録（御国書留）』慶応591、丁卯（文化四年／一八〇七）一二月、訓導玄義洵から通詞阿比留善助への話。

(77) 趙完澤は一七五一年生まれ、一七九〇年増広試で訳科に登第。本貫は韓山。

(78) 前掲注六五『御用書物扣覚』寛政二二年（一八〇〇）九月晦日。

(79) 金徽重一七五〇年生まれ、一七七四年式年試で訳科に登第。本貫は三陟。

(80) 前掲注六五『御用書物扣覚』寛政一二年（一八〇〇）一〇月二日、同一〇月二四日、十一月一七日、前掲注三報告書史料20。結局、金徽重が病死し訓導となることはなかったため、この措置は取られていない。

(81) 『御内密御用』(対馬宗家／記録類Ⅲ御内用184) 享和二年

(一八〇二) 一〇月二十九日によると、「判事中」の評議で講定官を朴致儉にすることが決まっていたにもかかわらず、首訳の金健瑞は、朝廷の懇意の人に対し自身が行くと申し出るなど、様々に介入しようとしていた。

(82) 金健瑞は一七四三年生まれ、一七七一年式年試で訳科に登第。本貫は牛峯。

(83) 対馬宗家／一紙物156・51・2、六月付、吉松右助が藩に提出した書付による。偽書は東萊府の内裨将(武官)に渡されたが、その際、両訳や勤番通詞吉松善右衛門が立ち会い、吉松右助も倭館に滞在していることから、このできごととは享和二年(一八〇二)五月、享和三年(一八〇三)二月のことと考えられる。この時の館守は大浦兵左衛門で、旧館守は戸田頼母である。

(84) 享和三年(一八〇三)一〇月一八日、金健瑞が入館しているという風聞があるが、同人は「勤方甚以不埒之次第」が数々あるため決して入館させないように指示した(『館守日記』)。しかしその後も金健瑞は、入館こそしないものの、訳官の任所である坂の下に逗留していたため、御用の折衝などで日本人も訪れる場所(坂の下)に滞留させないよう両訳に申し入れた。なお、このような訳官内部での派閥争いが、最終的には奸訳事件を露顕させるに

至った。奸訳事件の発覚のきっかけは、そもそも「外向」にかかわるところから話が出たといいい(対馬宗家／一紙物812・7、一月五日)、金健瑞の「意趣打」であったとも言われている(対馬宗家／一紙物821・20、八月三日付、中川奥右衛門から小田幾五郎・牛田善兵衛宛書状)。

(85) 対馬宗家／一紙物156・51・2。「徳源」は、小通事朴徳源のことと考えられる。朴徳源は、『倭館館守日記』文化二年(一八〇五)九月五日記事にある「刑罪之銘々」の四人の中に名が見え、中川延良『楽郊紀聞』二(平凡社東洋文庫、一九七七年)で、奸訳事件で処刑されたと記される。前掲注三七『辺例集要』によると、処刑された四人のうち朴姓の者は朴潤漢のみであるので、朴徳源は朴潤漢と見てよいだろう。偽書を記した罪で処刑された。ところで、池内敏「日朝間の贈物・詔物」(同『絶海の碩学』、名古屋大学出版会、二〇一七年)によると、寛政一〇年(一七九八)、以酊庵僧が朝鮮から取り寄せた品に、和扇・唐紙類に「朴徳源江書為致候様」と指示つきのものがあり、朴徳源は、当時、筆者を指定して書を頼まれるほど能書家として知られた人物であったという。朴徳源は、そのすぐれた書の技術を生かし、東萊府使や礼曹書契の偽造にも手を貸したのである。

(86) 対馬宗家／一紙物156・51・2。

(87) 前掲注二四『御内密書物扣』。享和二年（一八〇二）五月一日に訓導崔瑯から大通詞に朝廷の「聞通」も良かったと伝えられ、五月二一日付真文・六月一九日付真文で、旧館守宛に連絡された。

(88) 田保橋前掲注一では、この違いについて、享和二年（一八〇二）七月に戸田頼母が講定裁判に指名されたとし、講定を求める書契はそれ以前に出されたはずであるから、以酈庵原案は享和二年六月付であっただろうとしている。ところが、講定裁判指名の典拠とする『浄元院実録』巻下では、戸田頼母の講定使任命は一月と記されており、前提が誤っている。

(89) 『典客司日記』四九、壬戌（純祖二年／一八〇二）七月二九日、書契は上送され、書契の語句修正が命じられた。同一二月記事で、九月付で修正されたことがわかる。

(90) 実際、享和二年（一八〇二）十一月一日、前掲注二五の東萊府使の八月付短簡を添え、朝鮮朝廷が講定官を任命したことを幕府に報告し、一月二七日、対馬藩も講定役を任命することが許可されている（『文化信使記録（江戸書留）』慶応531）。

(91) 本文表Bで、享和三年（一八〇三）閏一月一三日、館守から崔国禎に渡された「議聘御用打出の初め」の書契がそれであったのではなからうか。この書契を倭館にもた

らした御使を通じて、前日閏一月一二日に、戸田頼母が講定使に任命されているためである（前掲注二六『御内密御用書物』）。

(92) 対馬宗家／一紙物¹⁰⁴⁶・11・52・5・1・2、八月十七日。

(93) 東向寺は倭館にある臨濟宗寺院で、対馬から禅僧が輪番で派遣され、外交文書の記録・審査・勘案をおこなった。

(94) 対馬宗家／一紙物¹⁰⁴⁶・11・52・7・3、十月二日。しかし結局作成の依頼はなかったという。

(95) 田保橋前掲注一、松原孝俊「易地聘礼交渉に、なぜ四七年間を要したか」（前掲注三報告書所収）。前掲注六八『通航一覽』においても、藩士黒岩最左衛門が「裁判より和らか一篇之懸合に罷成」ったと述べたとする。

(96) 丁卯（文化四年／一八〇七）九月二七日付の訓導・別差伝令（『文化信使記録（御国書留）』慶応590）では、対馬藩が闖出などの示威行為をおこなっていることを批判しており、表向きには共犯関係はあらわれない。

(97) 前掲注六五『公儀御吟味筋二付…』（文化五年）六月十五日。

(98) 『文化信使記録（御国書留）』慶応630、十一月二九日付。

(99) 『文化信使記録（御国書留）』慶応630、「内密相含候趣」。藩は、文化四年（一八〇七）八月、重松此面に対し、新たに書契を差送して易地聘礼を求めることもかまわない

とし、朝鮮側が「御用之真偽」につき藩を疑っているようなので、東萊内裨将や訳官を漂着の体で対馬に渡し、来聘に向けての取設の様子などを見せることも想定していた。

(100) 東向寺へ協力を依頼した一件は、文化四年（一八〇七）

一〇月、大目付鈴木矢柄の知るところとなり、藩に報告された。重松此面は、同年十一月二十九日付の藩への報告の中で、この一件などを考え合わせても別書契が早急に必要だと見て、藩の理解を求めている（『文化信使記録（御国書留）』慶応⁶³⁰）。一月には、小田幾五郎を含め担当通詞は禁足となるが、書契偽造の発覚によってとくに罪が重くなつた形跡はない。

(101) 鶴田啓は「寛政改革期の幕府・対馬藩関係」（田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』、吉川弘文館、一九八七年）において、一八世紀半ばの幕府は、朝鮮外交のあるべき姿について明確な展望を欠いていたとし、同「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係―近世日朝関係への一視角―」（『朝鮮史研究会論文集』二三、一九八六年）で、幕府は寛政期においても対馬藩を介した外交方式を堅持し、朝鮮との隣交関係の維持・強化では十分な効果を残せなかったと論じているが、易地聘礼交渉期には、幕府―対馬藩関係には変化があるように思われる。この点に

ついでには別稿で論じたい。

(102) 小田幾五郎著『通訳酬酢』巻六（韓国国史編纂委員会所蔵）。

(103) 実際には、この時崔昔（明遠）は講定官ではなく旧別差である。

(104) 対馬宗家／一紙物 812・19・5、戊辰（文化五年（一八〇八）二月二三日）。

【付記】

執筆にあたり、長崎県立対馬歴史民俗資料館・国立国会図書館・韓国国史編纂委員会の各機関に大変お世話になりました。調査・分析にあたっては、岸田文隆氏に貴重な御教示・御配慮を賜りました。また、異文化間交流にみる近世日本研究会（通称「蘭癖の会」）例会（二〇一三年一月）、韓国前近代史若手研究者セミナー（二〇一六年八月）・近世史研究会例会（同年十二月）において本稿の一部を口頭発表した際、数々の御教示を賜りました。記して厚く御礼申し上げます。

二〇一七年一〇月二〇日
二〇一七年一月三〇日

受稿

レフエリーの審査
を経て掲載決定